

## 奈良県県有施設広告掲出基準

(趣旨)

第1条 この基準は、奈良県県有施設広告掲出要綱（以下、「要綱」という。）に基づく広告の取扱いについて必要な事項を定める。

(広告掲出場所等)

第2条 要綱第4条第2項に規定する広告掲出場所、規格は別表の通りとする。

(広告掲出の対象)

第3条 要綱第6条に規定する広告の範囲とは次のいずれにも該当しないものをいう。

1 次のいずれかに該当する業種又は事業者に係るもの。なお、広告の掲出中において該当するに至った場合も同様とする。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年7月10日法律第122号）

第2条に規定する風俗営業に該当するもの

(2) 貸金業法（昭和58年5月13日法律第32号）第2条に規定する貸金業に該当するもの

(3) 県の指名停止措置又は資格停止措置を受けている事業者

(4) 次のいずれかに該当する事由があると認められるもの

ア 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（常時広告掲出に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

イ 暴力団（法第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。

ウ 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。

オ ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(5) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年6月13日法律第83号）第2条第2号に規定するインターネット異性紹介事業に該当する

もの

- (6) 業種又は商品の性質上、消費による事故又はトラブルが発生する可能性が高いと判断される等、消費者保護の観点から配慮が必要なもの
- (7) 営業停止その他の不利益処分を受けているもの
- (8) 行政機関等からの指導による改善がなされていないもの
- (9) 県税を滞納しているもの
- (10) 前各号に掲げるもののほか、広告掲出の対象とすることが適当でないと思われるもの

2 広告の内容が次のいずれかに該当又は該当するおそれがあるもの。なお、広告の掲出中において該当するに至った場合も同様とする。

- (1) 法令、条例、規則、通達等に違反するもの
- (2) 公序良俗に反しているもの又は青少年の健全な育成を阻害するもの
- (3) 基本的人権や他の者の権利等を侵害するもの
- (4) 政治性や宗教性のあるもの
- (5) 虚偽であるもの又は誤認されるおそれのあるもの
- (6) 内容又は責任の所在が不明確なもの
- (7) 意見広告（社会問題その他についての主義又は主張に当たるもの）
- (8) 個人の氏名広告
- (9) 比較広告
- (10) 良好な景観の形成又は風致の維持等を害するもの
- (11) 前各号に掲げるもののほか、広告掲出の対象とすることが適当でないもの

(広告掲出料)

第4条 要綱第8条第1項に規定する広告掲出料は別表の通りとする。

(その他の事項)

第5条 この基準に定めるもののほか、この基準の実施に関し必要な事項は総務部長が定める。

附 則

この基準は、平成23年6月24日より施行する。

附 則

この基準は、平成24年4月2日より施行する。

附 則

この基準は、平成25年3月19日より施行する。

附 則

この基準は、平成26年2月28日より施行する。

附 則

この基準は、平成28年3月11日より施行する。

附 則

この基準は、平成29年9月25日より施行する。

附 則

この基準は、平成31年2月1日より施行する。

附 則

この基準は、令和2年1月31日より施行する。

附 則

この基準は、令和3年1月29日より施行する。

附 則

この基準は、令和4年1月26日より施行する。